

## そらの詩保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

### 1 運営主体

名 称	社会福祉法人南山城学園
所 在 地	京都府城陽市富野狼谷2-1
電 話 番 号	0774-52-0425
代表者氏名	理事長 磯 彰格

### 2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所 A 型
施 設 の 名 称	そらの詩保育園
施 設 の 所 在 地	京都市中京区西ノ京北聖町68 ジョイフルスクエア二条101
連 絡 先	電話番号 075-813-5158 FAX 075-813-5159
管 理 者	水野 正人
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 9人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	平成27年4月1日
事 業 所 番 号	

### 3 事業所の目的・運営方針

そらの詩保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

#### (1) “あのね”を聞ける保育

当園は日々の生活の中における気づきや発見に耳を傾け、子供たちから“先生、あのね”と発信できる保育を目指します。

#### (2) いつも“笑顔”でいる保育

当園は子供たちがいつも“笑顔”でいられるように、いつも“笑顔”であふれている保育を目指します。

#### (3) 遊びを成長につなげる保育

当園は子供たちが遊びの中で“手”や“足”の器用さを高めていく中で、今日できるようになったことを見逃さず、“そっと”成長につなげていく保育を目指します。

#### (4) 保護者と見守る保育

当園は保護者との悩みに耳を傾け、保護者と共に見守る保育を目指します。

### 4 施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷地 (園舎)	建物面積	449.99 m <sup>2</sup>
	延床面積	91.24 m <sup>2</sup>
	園庭 ウッドデッキ	なし 25.80 m <sup>2</sup> 二条公園や連携施設の園庭を保育活動の場として使用します。
	構造	鉄筋コンクリート造

#### (2) 主な設備

設備	部屋数	備考
保育室	1室	床暖房完備，保育室をパーテーション等により分割し、ほふく室スペースを確保します。
事務・台所	1室	
幼児用トイレ	1室	
一般便所	1室	

### 5 職員の設置状況

職種	員数	備考
管理者	1名	
主任保育士	1名	常勤換算後
保育士	3名以上	常勤換算後

※ 当園では、「京都市児童福祉法に基づく事業及び施設の人員，設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年3月30日京都市条例第49号）」に定める基準に基づき，職員を配置しています。

※ 職員は，異動等に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
管理者	8：45～17：00
主任保育士	7：25～19：05までの範囲で実働最大7時間30分
保育士	7：25～19：05までの範囲で実働最大7時間30分

※ ローテーションにより，各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上，上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

## 6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとし、土曜日のみもりの詩保育園にて、同園の児童と共同で保育（以下、「共同保育」という。）を実施します。ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

## 7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

### (1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

### (2) 保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする（実際に保育を行う日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議により決定する）。8時30分から16時30分までの範囲内で、支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時30時まで及び16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供する（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となる）。

### (3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時00分となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時00までに登園していただきます。

## 8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

### (1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児		11時00頃	15時頃	おやつは、園児の様子や体調等に沿って提供を調整致します。
1歳児		11時30頃	15時頃	
2歳児		11時30頃	15時頃	

- ※ 献立表は毎月別途お知らせします。
- ※ 延長保育を行う場合は、18時30頃に間食があります。
- ※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。また、個別食の対応は原則的にアレルギー食のみとします。なお、個別食の対応が極めて困難な場合は、弁当持参を依頼する場合があります。
- ※ 個別食（アレルギー食）を提供させていただくには、医師の指示書が必要となります（医師が記入する「生活管理指導表」）。

(4)共同保育の実施

土曜日の保育は、利用児童が少ないことから、近隣の保育施設・事業所と連携し、安定的な保育の提供及び保育士等の体制確保を図るため、以下とおり、共同保育を実施します。なお、実施にあたっては、「京都市民間保育園等における共同保育の実施要綱」に基づき、基準を順守いたします。

対 象 日	毎週土曜日	
実 施 場 所	もりの詩保育園	
送 迎	もりの詩保育園まで送迎をお願い致します。	
開 所 時 間 保 育 提 供 時 間 最 終 登 園 時 間	7 保育を利用する曜日及び時間 と同様	
職 員 の 設 置	利用児童の数に応じて、条例に定める基準以上の職員を配置し、当園及び対象施設の職員を1名以上含めるものとします。	
食 事 提 供	9 提供する保育等の内容（3）と同じ	
実 施 先 施 設	施 設 名	もりの詩保育園
	設 置 者	社会福祉法人 南山城学園
	施 設 種 別	保育所
	住 所	京都市中京区西ノ京星池町 207 番

- ※ 土曜日保育を利用される場合は、前月 10 日前までにお申出ください。
- ※ 延長保育の利用に際しては、別途利用者負担別表を当園にお支払いいただきます。お支払い方法は、別途お知らせします。
- ※ 実施先施設に土曜日の利用希望者がいない場合、共同保育は実施せず、平日と同様に当園で保育を実施します。

## 9 利用料金

### (1) 特定地域型保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定証の発行を行った市町村が定める利用者負担額（月額）を当園にお支払いいただきます。

ただし、転居等やむを得ない理由により月の途中で退所する場合には、在籍日数に応じ日割計算で算定します。

### (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる利用者負担額のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

## 10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

### (1) 連携内容

- ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援
- イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供
- ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

### (2) 連携施設

#### ア もりの詩保育園

運営主体	社会福祉法人南山城学園
所在地	京都市中京区西ノ京星池町 207 番地
連携内容	・上記(1)のア、イ、ウ
電話番号	075-813-5430

#### イ 小松谷保育園

運営主体	社会福祉法人小松谷福祉会
所在地	京都市東山区渋谷通東大路東入 3 丁目上馬町 553-5
連携内容	・上記(1)のア、ウ
電話番号	075-541-8389

※当園の卒園後、保育園（当園の連携施設となっている保育園を含む）への入園を希望される場合は、再度お住まいの市町村への利用申込が必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

## 1.2 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

<小児科>

医療機関の名称	医療法人財団足立病院
医 院 長 名	畑山 博
所 在 地	京都市中京区東洞院通り二条下ル
電 話 番 号	075-221-7431（代表） 075-211-9000（小児科）

<歯 科>

医療機関の名称	南山城学園 診療所（歯科）
医 院 長 名	磯 彰格
所 在 地	京都府城陽市富野狼谷2-1
電 話 番 号	0774-52-0425

## 1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。また、体温が37.5℃以上を超える可能性及び超えた場合は、保護者に園児の状態とお迎えの連絡をいたします。

## 1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者	並木 友香（主任）
	・受付管理	西田 周二（事務局長）
当園 ご利用相談窓口	・解決責任者	水野 正人（保育担当理事）
	・ご利用時間	8：50～ 17：00
当園 ご利用相談窓口	・電話番号	075-813-5158
	F A X	075-813-5159
担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。		
第三者委員	苦情（意見）	電話番号 075-361-8406
	ネットワーク	京都経営者協会

※当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

## 15 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
園舎の耐火構造	耐火建築物
防災設備	・自動火災報知機 ・誘導灯 ・その他、カーテン等の防災処理
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

## 16 当園におけるその他の留意事項

お迎えが遅れる場合	認定されている保育時間以外の保育は時間外保育となりますので、あらかじめご了承ください。
感染症	感染症やその他流行の病気などの時は、感染防止のため、登園を控えていただきますようお願いいたします。 なお、別紙の「感染症について」をご一読いただき、感染症治癒時には医療機関における医師の意見をもとに「登園届」に医師の署名（又はゴム印）を受け、さらに保護者の署名捺印したものを所持の上、登園していただきますようお願いいたします
喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

## 17 個人情報の取り扱いに関する事項

個人情報保護に対する基本方針及び情報の取り扱いについては、個人情報使用同意書の通りとします。

## 18 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する「入園のしおり」において提示するものとします。

別表

1 全員が対象となるもの

(1) 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
保育に係る備品費	お便り袋、その他園児個人の所有となるもの等	実際に要した費用
写真代	撮影した写真（希望制）	実際に要した費用
布団リース料	昼寝布団のリース料	月額 1,980円
紙おむつ代	当園で使用する紙おむつ代	1枚 50円（貸出時）
遠足に係る交通費	公共交通機関、その他移動手段に要する経費等	実際に要した費用

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

(1) 保育標準時間認定の方

ア 保育標準時間に係る延長保育料（※備考）

18時30分～19時まで保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り  
 交わした方については、月額 1,500円

イ 超過利用料金

延長保育の利用に関する取り決めを当園との間で取り交わしていないにも関  
 わらず、お迎えが18時30分以降のなった場合は、1回あたり 500円

(2) 保育短時間認定の方（※備考）

ア 保育短時間認定に係る

延長保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、  
 1日当たりの利用時間に応じ、以下の料金をお支払いいただきます。

1日当たりの時間が

- |                  |           |
|------------------|-----------|
| ① 30分までの場合       | 月額 1,500円 |
| ② 30分を超え1時間までの場合 | 月額 2,200円 |
| ③ 1時間を超え2時間までの場合 | 月額 4,400円 |
| ④ 2時間を超え3時間までの場合 | 月額 6,600円 |

イ 超過利用料金

延長保育の利用に関する取り決めを当園との間で取り交わしていないにも関  
 わらず、お迎えが18時30分以降になった場合は、1回あたり 500円

(3) 日常的ではなく、当日の都合により時間外保育を利用する場合

ア 保育標準時間認定に係る時間外保育料

- |                      |       |      |
|----------------------|-------|------|
| ① 18時30分～19時まで利用した場合 | 1回あたり | 500円 |
|----------------------|-------|------|

イ 保育短時間認定に係る時間外保育料

- |                       |        |      |
|-----------------------|--------|------|
| ① 7時30分～8時30分まで利用した場合 | 30分あたり | 500円 |
| ② 16時30分～19時まで利用した場合  | 30分あたり | 500円 |



(※備考) 保育料が第1階層(生活保護世帯)及び第2階層(市民税非課税世帯)の方については、延長保育料の減免が可能ですのでお申し出ください。

当園における保育の提供を開始するに当たり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：社会福祉法人南山城学園 そらの詩保育園

説明者職名： 氏名

-  
私は、本書面に基づいてそらの詩保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

児童氏名：

保護者氏名：

印

児童から見た続柄：